災対法改正に伴う新たな避難情報について、講演・意見交換を実施!

~第8回『揖保川減災対策協議会』を開催~

R3. 5. 27

- 姫路河川国道事務所 -

姫路河川国道事務所では、揖保川において沿川市町・兵庫県・鉄道事業者・国で構成する『減災対策協議会』を設置して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に実施するための連携した取り組みを進めています。

第8回協議会ではWEB会議にて、内閣府風水害対策調整官から災害対策基本法改正についてご講演いただき、意見交換を実施しました。

概要

対象河川:揖保川水系揖保川

○日 時:令和3年5月27日(木)10:00~12:00

〇場 所: 姫路河川国道事務所 4 F 会議室

(WEB会議にて開催)

○参加者: 宍粟市長、たつの市長、太子町長、姫路市長(代理)、

姫路河川国道事務所長、神戸地方気象台長、

中播磨県民センター県民交流室次長、姫路土木事務所長、

西播磨県民局総務企画室長、光都土木事務所長、龍野土木事務所長、

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部長(代理)、 山陽電気鉄道(株)鉄道事業本部長(代理)



【議事】

- (1) 災害対策基本法改正 について
- (2) 規約改定について
- (3)情報提供について

【主な議事内容】

- 菅内閣府風水害対策調整官より、避難勧告・指示の一本化等、災害対策 基本法の改正内容についてご講演いただき、各市町長と意見交換を実施。
- 各機関の組織改編に伴う規約改定について審議。
- 「川の防災情報のリニューアル」「多機関連携型タイムライン」及び神戸地方気象台による「防災気象情報に関する取組の改善」について関係機関で確認。

【会議の様子】





福元 宍粟市長



服部 太子町長



山本 たつの市長



舟引 姫路市 防災審議監 (清元市長代理)

【主な意見】

- 分散避難について周知を行っているところではあるが、避難指示一本化についても周知を行っていく。
- H30.7豪雨の際は、避難勧告までは発令したが、避難指示の判断は難しい。今後、法改正について勉強していきたい。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 調査課 〒670-0947 姫路市北条1-250 TEL 079-282-8211



※WEB会議のためマスク を着用していない場合が あります。